

平成28年(ヨ)第23号 伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

決 定 要 旨

主 文

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

理 由 の 要 旨

1 事案の概要

本件は、愛媛県内（西宇和郡伊方町など）に居住する住民（債権者ら）が、伊方発電所3号機（本件3号機）の安全性に欠けるところがあるとして、四国電力株式会社（債務者）に対し、人格権に基づく妨害予防請求として、本件3号機の原子炉の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分を申し立てた事案である。

本件における争点は、①差止請求の要件等、②基準地震動策定の合理性、③耐震設計における重要度分類の合理性等、④使用済燃料ピットの安全性、⑤制御棒に関する安全性、⑥地すべり及び液状化に対する安全性、⑦津波に対する安全性、⑧火山の影響に対する安全性、⑨テロリズム対策、⑩重大事故等対策、⑪その他の本件3号機の安全性に関する問題点、⑫避難計画の合理性、⑬保全の必要性である。

2 差止請求の要件等

発電用原子炉設置者（債務者）は、その発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、当該発電用原子炉施設の周辺に居住する債権者らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明する必要がある、債務者がこの主張、疎明を尽くさない場合には、上記の具体的危険性の存在が事実上推定されるというべきである。

そして、新規制基準の設定及び新規制基準適合性についての判断が、多方面

にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものであることなどからすると、債務者は、上記具体的危険性が存在しないことの主張、疎明に代えて、現在の科学技術水準に照らし、新規制基準に不合理な点がないこと並びに当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明することができる。これに対し、債務者の上記主張、疎明が尽くされない場合は、新規制基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることが事実上推定され、債務者は、それにもかかわらず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、債権者らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことを主張、疎明しなければならない。

3 基準地震動策定の合理性

基準地震動に関する新規制基準の定めは、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるという改正原子炉等規制法の趣旨に合致するもので、その内容自体に不合理な点はない。

債務者は、本件3号機に影響を及ぼす内陸地殻内地震として選定した中央構造線断層帯の地震について、周辺海域や敷地地盤等の詳細な調査を行った上、地震調査研究推進本部等による調査や評価も踏まえて、断層長さ（54 km～480 km）や断層傾斜角（基本的には鉛直）を複数想定し、応答スペクトルに基づく地震動評価においては、480 kmケースでセグメントに区分した上で松田式により地震規模を算定した上、耐専式の適用範囲を他の距離減衰式の適用結果等と比較して検討し、本来的には適用外であるケースにも保守的な観点から耐専式による地震動評価を採用し、また、断層モデルを用いた手法による地震動評価では、アスペリティの応力降下量等のパラメータの設定値を基本

的には、壇ほか（2011）に依るものとしながらも、他のスケーリング則も併用したり、アスペリティの応力降下量について新潟県中越沖地震を踏まえて保守的に設定したりしているものであり、長大断層で発生する地震に関し、地震学者の間で、断層長さとすべり量の関係等が議論途中の段階にあることに照らしても、このような債務者の震源モデルの設定や不確かさの考慮等に関して不合理な点は認められない。

なお、島崎前原子力規制委員会委員長代理は、中央構造線断層帯の地震の54kmケースに適用されている入倉・三宅式（断層面積と地震規模に関する関係式）について、地震発生前に震源断層全体を推定することはできないことから、活断層の長さ等を入倉・三宅式に当てはめると、地震動が過小評価になる旨の見解を示している。しかし、中央構造線断層帯については、上記のとおり、債務者のみならず、地震調査研究推進本部等により詳細な調査等が行われていることなどからすれば、入倉・三宅式によって地震モーメントを推定することには合理性が認められるし、54kmケースで債務者による地震モーメントの推定が過小となっているとみることもできない。

そのほか、プレート間地震（南海トラフ地震）、海洋プレート内地震及び震源を特定せず策定する地震動の評価等に不合理な点は認められない。

4 火山の影響に対する安全性

(1) 立地評価（設計対応不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価）

立地評価に関する火山ガイド（原子力規制委員会が策定）の定めの一部は、検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点での確に予測できることを前提とする点において、不合理なものといわざるを得ない。

もっとも、債務者は、伊方発電所敷地と阿蘇カルデラとの間には約130kmの距離があり、佐賀関半島、佐田岬半島等の地形的障害も認められること、佐田岬半島において阿蘇4噴火による火砕流堆積物を確認したとの知見

はなく、地表踏査結果及びボーリング調査でも、阿蘇4噴火による火砕流堆積物は確認されなかったこと、火砕流シミュレーションでも、阿蘇4噴火による火砕物が四国までは到達しない結果が得られたことから、阿蘇4噴火による火砕流が伊方発電所の敷地まで達していないと判断しており、その合理性を否定することはできない。

したがって、債務者は、伊方発電所の立地評価については、阿蘇4噴火における火砕物密度流が伊方発電所に到達していないこと、すなわち、設計対応不可能な火山事象が伊方発電所の運用期間中に到達する具体的危険性はないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明したというべきである。

(2) 影響評価（原子力発電所に影響を与える可能性のある火山事象の影響評価）

債務者は、伊方発電所において考慮すべき降下火砕物の厚さを15cmと評価した上で、非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタ閉塞までに要する時間について、適合性審査では、大気中の降下火砕物濃度にエイヤヒャトラ氷河噴火における観測値（ $3241 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を用いて試算していたところ、降下火砕物の厚さが15cmとなることを前提とした評価に、上記観測値を用いることは、過小であるというべきである。もっとも、債務者は、原子力規制委員会の指摘を受けて、セントヘレンズ噴火時の大気中火山灰濃度 $3万3400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を用いて、吸気フィルタが閉塞するまでに要する時間の再試算を行い、その結果によっても、吸気フィルタの交換による対応は可能であると評価しており、そのような評価が不合理であるとはいうことはできない。

5 その他の争点

その他の争点についても、それらに関する新規制基準の内容が不合理であるということとはできず、また、そのような自然災害や各種の事象等に対する本件3号機の安全性等について新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないと認められ、債権者らの

主張は理由がない。

6 避難計画の合理性

住民の避難を含む緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策について、関係法令は、原子力事業者に対して防災訓練の方法の改善等の措置を講じさせるほか（原子力災害対策特別措置法13条の2第2項）、関係機関等の災害予防責任者（原子力事業者を含む。）において原子力総合防災訓練を行わなければならないとした上で、必要があると認めるときには、原子力事業者及び都道府県防災会議等において原子力事業者防災業務計画及び地域防災計画を修正すること（同法7条1項、災害対策基本法40条1項、42条1項）により、その実効性を高めることを予定している。

このような現行法制度の下においては、発電用原子炉施設に起因する原子力災害に係る住民の避難計画については、およそ実効性を欠くものであるとか、原子力総合防災訓練等を踏まえた適切な修正が行われないうなど、当該避難計画が著しく合理性を欠く場合に限り、当該発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、当該発電用原子炉施設を設置及び運転する原子力事業者による住民の人格権（生命及び身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあると認められるものと解すべきである。

そして、愛媛県広域避難計画並びに伊方町及び伊方発電所から30km圏内の市町の避難行動計画（本件避難計画）は、原子力災害対策指針に沿ったものとなっており、特に佐田岬半島の予防避難エリアについては、状況に応じた複数の防護措置を想定し、そのために必要な輸送能力等の体制を整えており、平成27年11月に実施された原子力総合防災訓練の結果を踏まえて、必要な修正もされているのであって、およそ実効性を欠くものであるとか、原子力総合防災訓練等を踏まえた適切な修正が行われていないとはいえず、本件避難計画が著しく合理性を欠くということとはできない。

ただし、これはあくまでも現時点における状況であって、今後原子力総合防

災訓練が行われる過程等で見いだされた課題を踏まえた本件避難計画の適宜・適切な修正が行われないような場合には、本件避難計画が著しく合理性を欠くことになる事態もあり得るのであって、関係する機関において、今後も継続した訓練及び避難計画を含む原子力災害対策の見直しが必要となる。

7 結論

以上の次第で、本件申立ては、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権についての疎明を欠く。

よって、本件申立てをいずれも却下する。